

公益財団法人 日本キリスト教文化協会

令和4年度事業報告書

(1) 事業の状況

<公益事業1>

わが国のより良い社会を形成するため、隣人を愛するキリスト教文化を普及啓蒙し、国民の豊かな人間性の涵養を図る事業

I. 調査収集・図書館事業

1. 所蔵文書目録の活用

・所蔵文書のうち原胤昭文庫の目録を関係団体に配布し、ホームページからも目録の閲覧が可能となっている。

2. キリスト教中央図書館

・研究者に対し特別閲覧を行っている。
・ホームページから図書検索が可能となっている。
・一般財団法人キリスト教文書センターより蔵書の寄贈を受け、2022年度は360冊の図書データを作成し、ホームページから検索できるようにした。

II. 文化講演会の主催・共催

2022年

4月14日(木) 日本キリスト教文化協会オンライン講演会① YouTube 公開

「主の道を生きて」ー加藤常昭説教全集全37巻完結を記念してー
(講師:加藤常昭氏 聞き手:森島豊氏)

12月1日(木) 日本キリスト教文化協会オンライン講演会② 収録

「現代を生きるキリスト教信仰」ー『キリスト教教義学』(上・下)完成を記念して
(講師:近藤勝彦氏 聞き手:森島豊氏)

2023年

3月1日(水) 日本キリスト教文化協会オンライン講演会② YouTube 公開

III. その他

1. キリスト教書評誌『本のひろば』を毎月刊行している一般財団法人キリスト教文書センターに理事を派遣
2. 日本キリスト教協議会に加盟し、関連福祉団体を支援

<公益事業2>

キリスト教文化に関わる教育・福祉・医療・社会事業、文化活動等の分野で貢献した者を顕彰することによって、更なる活動と研究を促進し、キリスト教文化を通して、隣人を愛し、思いやりのある優れた文化の醸成を図る事業

I. キリスト教功労者顕彰事業

2022年

① 2月25日(金)～4月10日(日) 日本キリスト教文化協会ホームページに募集公告掲載

② 4月20日(水) 第53回キリスト教功労者選考委員会

③10月24日(月) 第53回キリスト教功労者顕彰式

式典参加者 55名

功労者 2名

小島誠志氏（元日本基督教団議長／日本基督教団久万教会牧師）

吉崎恵子氏（日本 FEBC メインパーソナリティー）

<その他>

外部団体との協力関係

1. 日本キリスト教協議会常議員として、矢崎容子事務局長を派遣
2. 日本キリスト教協議会教育部理事として、矢崎容子事務局長を派遣
3. 一般財団法人キリスト教文書センター業務執行理事として、渡部満常務理事を派遣
4. キリスト教文書伝道基金運営委員として、矢崎容子事務局長を派遣

(2)職員に関する事項

常勤職員なし

(3)役員会等に関する事項

I. 評議員会

開催月日	議事事項	会議の結果
令和4年 5月27日	① 2021年度事業報告および計算書類等の承認の件 ② 任期満了にともなう理事選任の件 ③ 任期満了にともなう監事選任の件 ④ 評議員選任の件 ⑤ 議事録署名人選任の件	承認 承認 承認 承認 承認
令和5年 2月22日	① 2023年度事業計画の件 ② 2023年度収支予算の件 ③ 2023年度資金調達及び設備投資の見込みの件 ④ 理事選任の件 ⑤ 議事録署名人選任の件	承認 承認 承認 承認 承認

II. 理事会

開催月日	議事事項	会議の結果
令和4年 5月6日	① 2021年度事業報告および計算書類等の承認の件 ② 第53回キリスト教功労者の推薦の件 ③ 2021年度キリスト教文書伝道基金会計報告承認の件	承認 承認 承認
令和4年 5月27日	① 理事長（代表理事）選定の件 ② 常務理事選定の件 ③ 担当理事選定の件	承認 承認 承認

令和5年 2月22日	① 2023年度事業計画の件 ② 2023年度収支予算の件 ③ 2023年度資金調達及び設備投資の見込みの件 ④ 第54回キリスト教功労者顕彰式の件 ⑤ 理事会・評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等に関する件	承認 承認 承認 承認 承認
---------------	--	----------------------------

(4)許可・認可及び承認に関する件

該当する事項なし

(5)契約事項に関する事項

該当する事項なし

(6)寄付金に関する事項

寄付者	領収金額	寄付の目的	備考
(株)教文館	¥1,400,000.-	公益事業	令和4年10月28日
(株)教文館	¥600,000.-	管理費	令和4年10月28日
荒井正蔵	¥5,000.-	公益事業	令和4年11月7日
(株)教文館	¥460,000	公益事業	令和5年3月27日
(株)教文館	¥40,000.-	管理費	令和5年3月27日
合計	¥2,505,000.-		

(7)その他重要事項

該当する事項なし